

## 第10節 安全対策に関する計画

## 1 防災防犯設備計画

## (1) 防火設備

自動火災報知設備や消火器、消火栓などの防火設備の点検・調査を行い、不足している箇所への整備を推進する。(自動火災報知設備、消火器および可搬消防ポンプなど)



図38 消防水利図（防火水槽・消火栓位置図）

## (2) 防犯設備

夜間・休日の機械警備システムの導入や、防犯カメラの設備を検討していくとともに、住民の日常的な防犯の取り組みの中で協力を呼び掛けていく。

(夜間・休日の機械警備システムの導入、防犯カメラの設置など)

## (3) 地震対策

市有の復元家屋については耐震診断を行い、見学者等の安全確保と建物の損傷軽減のため耐震補強工事を順次実施する。なお、災害時、見学者が補強構造されていない建物内に居る場合は、建物外に誘導し、建物跡地など被害を受けにくい場所へ一時避難させる。その後、安全確認をして避難場所へ避難・誘導する。

## 2 道路の整備・車両の通行規制

## (1) 史跡指定地および保護対象ゾーン

## ①道路の整備

(ア) 車両の速度低減を促すための看板の設置

(イ) イベント時には交通整理の警備員を配置

(ウ) 車両速度の抑制と土橋の遺構表現のためのカラー舗装

(エ) 街道にあった土橋の遺構表現と併せて、速度を抑制するための道路整備を検討する。

## ②交通量調査などの調査分析および車両の通行規制について関係者機関との調整

交通量調査を継続し、今後、来訪者調査や交通実験・交通シミュレーションなどを分

析することで改善を図るとともに、通行許可制などの通行規制について、公安や地元など関係者と引き続き調整を進めていく。

(2) 史跡周辺ゾーン

街道への侵入車両(特に通過交通)を極力減らして見学者の安全を確保するとともに、地域住民の利便性向上のため、迂回路として周辺道路の拡幅や駐車場整備等を検討する。

① 街道への侵入車両を極力減らし迂回路などの整備を検討

(ア) 新東海製紙㈱沿いの道路整備(水路に蓋をし、さらに拡幅整備を検討)

(イ) 川越遺跡北側の道路整備

(ウ) 南北道路の拡幅整備(水路に蓋をする)

② 来訪者が安心して見学できるよう道路拡幅と歩道の設置を要望

県道河原大井川港線大井川橋南の道路拡幅と歩道の設置を要望する。

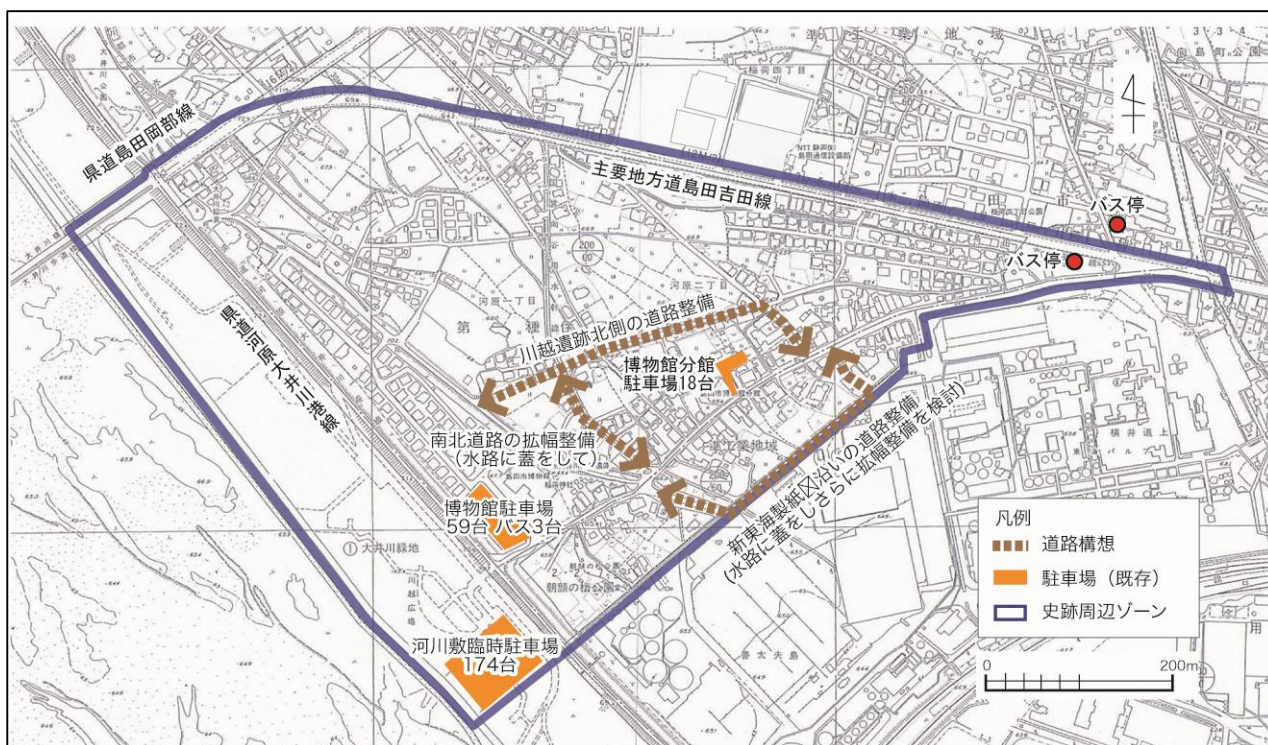


図 39 史跡周辺ゾーンの道路整備構想検討図

## 第11節 案内・解説施設に関する計画

第8節で示した動線計画に従い、来訪者を円滑に誘導し、理解増進を効果的に図るために、既存の案内および解説施設の維持・管理・修繕・更新を行うとともに、必要に応じて新たに設置する。なお、総合的かつ統一的なサイン整備を行うため、別途サイン整備計画を作成する。

### 1 案内・解説施設整備の共通事項

- (1) 見学者が理解しやすい看板表示を行う。  
(街道指定地の始点・終点がわかるように) (番屋など説明板がない場所は説明板の新設)
- (2) ユニバーサルデザインの分かりやすいサイン整備を行っていく。
- (3) 点字や多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う。
- (4) 車のスピード抑制のための看板を設置する。
- (5) 伝統的なデザインをモチーフとした新規デザインを検討し、これまで設置した施設についても順次取りかえ、デザインの統一を図る。
- (6) 改修や新設に当っては、地下の遺構を保護して施工を行う。
- (7) 遺跡の説明システム導入の検討 (人感センサーによる音声ガイド、スマートフォンを活用した観光アプリなど、遺跡の説明システムの導入を検討)
- (8) 遺跡のボランティアガイドの人材育成に力を入れる。

### 2 ゾーン別整備計画

#### (1) 史跡指定地ゾーン

説明板の新設や既存看板の改修

- ① 番屋など説明板がない場所は説明板を新設し、理解の増進を図る。また、歴史的建造物に合わせた照明設備を設置し、人感センサーによる照明や音声ガイダンス設備を整備する。
- ② 既存看板については、今後とも現在地において適切な維持・管理を行い、劣化・き損等が生じた場合には適切な補修を行う。
- ③ 並木敷跡に説明板を設置するとともに、善太夫嶋堤 (せぎ跡) の使用方法の図示など見学者が理解しやすい表示を行う。
- ④ 点字や多言語表記など人に優しい説明看板の設置を行う。



川越街道の西側標識



札場の標識



川会所の説明板



島田大堤の説明板

## (2) 保護対象範囲ゾーン

説明板の新設や既存看板の改修

島田市博物館分館の川越しに関する役割や位置付け、来訪者へのアプローチの仕方について再検討し、ユニバーサルデザインを取り入れたわかりやすいサイン整備を行う。

## (3) 史跡周辺ゾーン

### ①説明板の新設や既存看板等の改修

(ア) 周辺の史跡巡りのため、誘導サインを整備するとともに、それぞれの概要等を示す。

(イ) 石碑・<sup>ほこら</sup>祠など説明板がないものは、所有者や地域住民の理解と協力を得ながら、説明板の新設を検討するとともに、既存看板については、今後とも適切な維持・管理を行い劣化・き損等が生じた場合には適切な補修を行う。

(ウ) 博物館2階展望ロビー及び大井川第一堤防上を大井川のビューポイントに設定し、映像などで、大井川の渡渉の様子を紹介する。

### ②案内標示板等の設置

(ア) 指定地の東側入口（指定地の明確化）や県道島田岡部線（大井川橋）と県道河原・大井川港線の交差点におけるサイン整備を行う。

(イ) 公共交通機関の拠点および主要交差点から川越遺跡までを誘導する案内標示板等の設置を検討する。